明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○近畿地方整備局告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日　近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第百六十四号東部大阪都市計画都市高速鉄道事業第二百二十七―二号近畿日本鉄道奈良線

三　事業施行期間　自平成五年二月四日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日　近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第百六十五号東部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十七―一号奈良線附属街路北側一号線

三　事業施行期間　自平成五年二月四日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日　近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第百六十八号東部大阪都市計画道路事業八・七・二百二十七―一号奈良線附属街路北側二号線

三　事業施行期間　自平成五年二月四日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日　近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第百六十六号東部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十七―二号奈良線附属街路南側一号線

三　事業施行期間　自平成五年二月四日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日　近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第百六十七号東部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十七―三号奈良線附属街路南側二号線

三　事業施行期間　自平成五年二月四日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日　近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年近畿地方整備局告示第百十六号東部大阪都市計画道路事業八・六・二百二十七―六号奈良線附属街路南側三号線

三　事業施行期間　自平成二十三年四月一日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日　中国地方整備局長　丸山　隆英

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年中国地方整備局告示第四十一号広島圏都市計画道路事業七・六・八〇一号茂陰向洋駅線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成四十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日　中国地方整備局長　丸山　隆英